

# 信州ふるさとの森林づくり条例案 県民の皆様からの意見募集及び市町村等との意見交換の状況について

## 県民の皆様からの意見の応募状況

- 1 意見募集期間 平成16年4月30日(金)から5月31日(月)まで
- 2 応募意見者数 12名
- 3 意見応募者内訳
  - (1) 職業別  
林業関係団体・林業関係グループ構成員等：9名  
森林環境教育関係者：1名  
一般県民その他職業記載なし：2名
  - (2) 男女別  
男：12名 女：0名
  - (3) 地域別  
東信：2名 南信：1名 中信：4名 北信：4名 住所記載なし：1名

## 市町村からの意見の提出状況

- 1 意見募集期間 平成16年4月30日(金)から5月31日(月)まで
- 2 提出市町村数 24市町村
- 3 地域別内訳  
東信：6 南信：7 中信：6 北信：5

## 市町村等への説明及び意見交換の状況

### 【市町村林務担当課長会議における説明・意見交換】

- 1 期間 平成16年5月12日(水)から5月27日(木)の間
- 2 会場 県下10箇所(各地方事務所単位)
- 3 出席者数 延べ208名

### 【林業関係団体懇談会における説明・意見交換】

- 1 期日 平成16年5月17日(月)
- 2 場所 長野市内
- 3 出席者数 32名

### 【市町村への個別訪問による説明・意見交換】

- 1 期間 平成16年5月21日(金)から5月31日(月)の間
- 2 訪問市町村数 49市町村(各市長及び各郡町村会正副会長等)

### 【森林組合への個別訪問による説明・意見交換】

- 1 期間 平成16年5月21日(金)から5月31日(月)の間
- 2 訪問森林組合数 24組合

# 信州ふるさとの森林づくり条例案に対する主なご意見

【県民意見募集及び市町村等との意見交換の結果による】

条 項 等	主 な ご 意 見 の 内 容
名 称	名称は「信州」を「長野県」に戻すべきである。
第7条 森林所有者の責務	責務の表現が強すぎる。
第19条第2項 森林整備保全重点地域の指定	重点地域の知事による指定は、市町村長の同意を得た上で行うようにすべきである。
第24条 開発行為の届出	重点地域における0.1ha以上の開発行為の届出は厳しすぎる。
	開発行為の届出制度は、国、地方公共団体等は適用除外にすべきである。
その他	条例の実効性を裏付ける財政的な支援をお願いしたい。
	森林組合を位置付けるべきである。
	森林法の森林計画制度や保安林制度との整合を図らねたい。